

記者発表資料
平成24年4月17日
水産業振興課 内線 2931
担当：小林・千葉

宮城県水産物放射能対策連絡会議

放射性セシウム新基準に対応したマダラの水揚自粛について

平成24年4月17日に第5回宮城県水産物放射能対策連絡会議を開催し、放射性セシウムの基準値を超える水産物を市場に流通させないため、下記のとおり一部海域においてマダラの水揚げを行わないことを決定しましたので、お知らせします。

記

1 マダラの水揚げ自粛について

- ① 対象海域 仙台湾海域
(別添図面参照)
- ② 対象魚 1kg以上のマダラ
- ③ 水揚自粛開始日 平成24年4月18日
- ④ 水揚げの自粛とその海域を決定した理由
・ 4月9、10日に仙台湾南部海域、仙台湾北中部海域で漁獲されたマダラ(1kg以上)から69、80ベクレル/kgの値が検出されたこと。

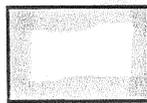
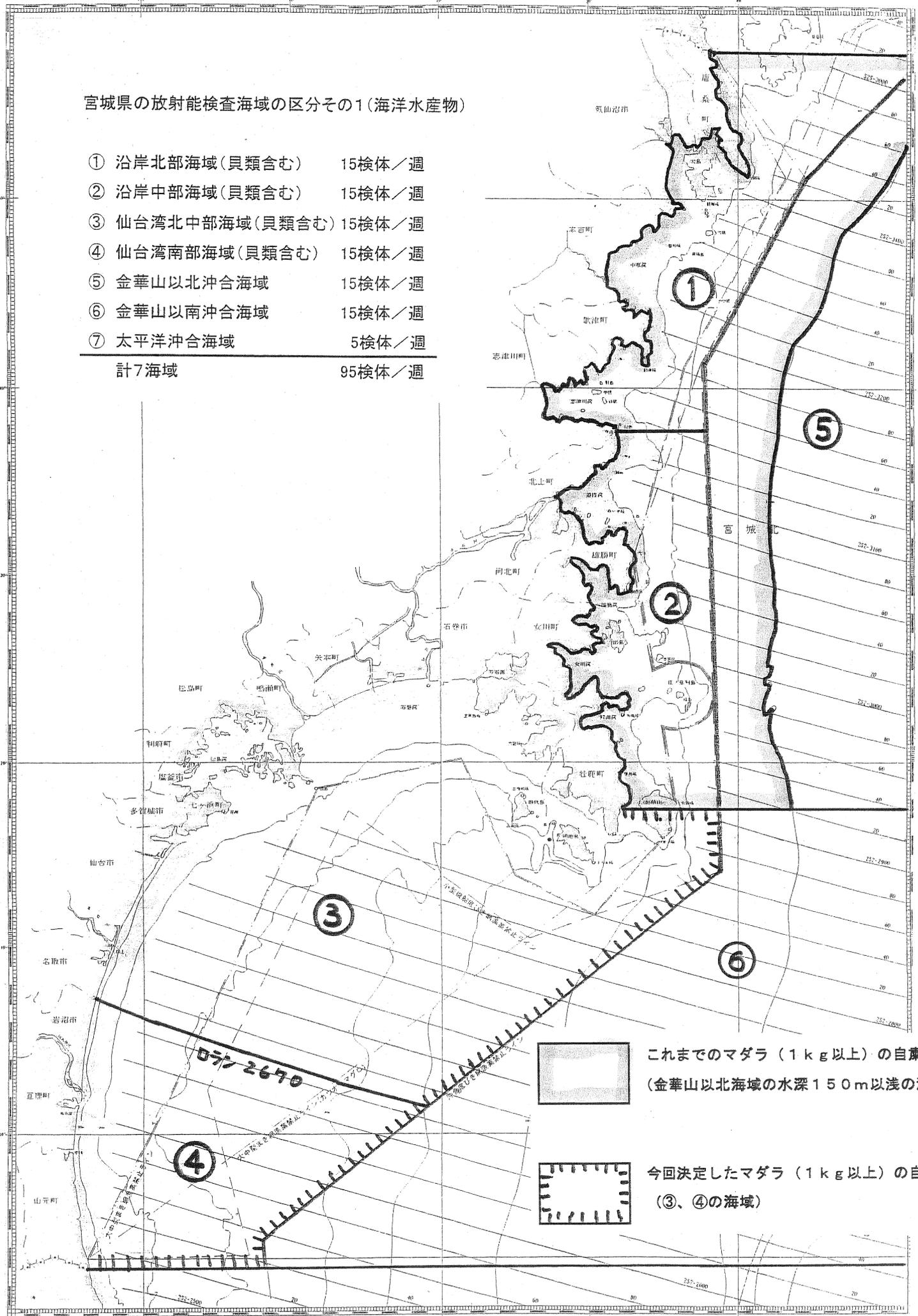
2 その他の対応

自粛海域及び隣接海域においてマダラの検査を強化する。

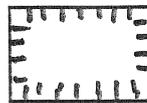
※ 現在、マダラ(1kg以上)については、金華山以北の水深150m以浅の海域において水揚を自粛しているところではありますが、今回、新たに仙台湾(別添図面③、④)海域での水揚も自粛されます。仙台湾海域におけるマダラの水揚自粛解除は、2週間で最低3地点以上の検査を実施し、その検査結果が全て50ベクレル/kg未満の値の場合となります。(最短で5月2日)。

宮城県内の放射能検査海域の区分その1(海洋水産物)

- | | |
|------------------|--------|
| ① 沿岸北部海域(貝類含む) | 15検体/週 |
| ② 沿岸中部海域(貝類含む) | 15検体/週 |
| ③ 仙台湾北中部海域(貝類含む) | 15検体/週 |
| ④ 仙台湾南部海域(貝類含む) | 15検体/週 |
| ⑤ 金華山以北沖合海域 | 15検体/週 |
| ⑥ 金華山以南沖合海域 | 15検体/週 |
| ⑦ 太平洋沖合海域 | 5検体/週 |
| 計7海域 | 95検体/週 |



これまでのマダラ(1kg以上)の自薦海域
(金華山以北海域の水深150m以浅の海域)



今回決定したマダラ(1kg以上)の自薦海域
(③、④の海域)